

[別冊] 経営 情報

REPORT

Available Information Report
～Separate volume～



経営

中小企業・小規模事業者の資金繰り改善

新型コロナウイルス 影響下における 金融支援策

- 1 事業者への資金繰り支援方針
- 2 民間金融機関による資金繰り支援策
- 3 政府系金融機関による資金繰り支援策
- 4 金融支援策に関するQ & A

税理士法人 森田会計事務所

2020
5
MAY

1 | 事業者への資金繰り支援方針

現在、新型コロナウイルスは、世界各地に広がり、各国はウイルスの封じ込め策だけでなく、経済の落ち込みを回避するための政策の検討、発動を実施しています。日本でもインバウンドの減少に加えて、国内消費が広く抑制されるなど、景気下押し効果が強まることが懸念されています。

令和2年4月7日に発表された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は、令和2年4月16日に対象地域が全都道府県に拡大され、5月にはさらなる期間延長も決定しました。影響を最小限に食い止めるために、政府は、さまざまな支援策を打ち出しています。

1 | 大型補正予算成立

4月30日、事業規模117兆円、過去最大の令和2年度補正予算が成立しました。

補正予算成立を受けて、5月1日から、中小企業・小規模事業者へ最大200万円の現金を届ける持続化給付金の受付がスタートしています。

また、実質無利子・無担保、元本返済最大5年間据置きの融資を、地方銀行や信金、信組で受けられるようになります。また、税金や社会保険料の納付が猶予されます。

安倍首相は、「本当に今、この厳しい状況の中で歯を食いしばって頑張っておられる皆様へのこうした支援を一日も早くお届けし、事業や雇用を必ずや守り抜いていきたいと考えています。」と述べています。

政府は、この事業規模117兆円の補正予算をフル活用して、家計や生活を、そして事業や雇用を下支えしてこの国難とも言える困難な状況を乗り越えるために、あらゆる手段を尽くしていくと、様々な方針を示しています。

■雇用と生活を守るための支援策



2 | 事業者への資金繰り支援方針

政府は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、関係機関と連携し、政府系金融機関等に対して計4回要請を行いました。3月6日の要請では、大臣名で事業者の資金繰りに全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うことなど、年度末の資金繰りに万全を期すよう、改めて配慮を要請しています。

■政府系金融機関等に対する具体的要請内容

【年度末の繁忙期を控えて（2月28日）】

- ①迅速かつ積極的に対応
- ②個々の実情に応じた柔軟かつ積極的な対応
- ③顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明

【影響拡大を踏まえた資金繰り支援について（3月6日）】

- ①全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うこと
- ②赤字、債務超過等の形式でなく実情に最大限配慮すること

3 | 経済産業省の支援策（2020年5月1日時点）

経済産業省では、新型コロナウイルスによる企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策を講じています。主な取り組みは、以下のとおりです。

■経済産業省の主要支援策一覧

支援策	概要
持続化給付金	感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金を支給。
在宅勤務の推進	通勤削減や人と人との接触削減のために、中小企業・小規模事業者の皆様のための支援策。
テレワーク導入に関する費用	テレワーク導入に関する費用についてお悩みの事業者の皆様のため、IT導入補助金の「特別枠」を設置。
新型コロナウイルス対策補助事業	感染症対策の基本として必要なマスク不足を解消するため、国からの増産要請を受けてマスク生産設備の導入する事業者に対して支援。
下請中小企業への配慮要請	影響を受ける下請等中小企業に対し、不当な取引条件の押しつけを行わないなど、配慮を求める要請。

個人事業主・フリーランス支援	影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、厚生労働大臣、公正取引委員会委員長と連名で関係団体を通じ、支援を要請。
雇用等への配慮要請	甚大な影響を踏まえ、就職・採用活動中の学生や内定者への配慮及び雇用維持等に関する適切な配慮について、関係団体に要請。
企業によるテレワーク支援	職場における感染拡大防止のためテレワーク導入に取り組む企業等に対し、情報通信関連企業によりテレワークツールの提供等の支援。

引用元：経済産業省ホームページ

4 | 資金繰り支援の概要

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、中小企業者の資金繰り支援措置を強化するため、信用保証制度を利用した都道府県等の制度融資への補助を通じて、民間金融機関においても、実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を可能とします。

■経済産業省の資金繰り支援内容一覧表

条件	利用可能メニュー	概要
売上高5%以上減少なら	指定738業種の場合	①セーフティネット5号 - 借入債務の80%を信用保証協会が保証 2.8億円（別枠。⑨と共有） - 要件を満たせば保証料・金利ゼロの対象
		②新型コロナウイルス感染症特別貸付 - 中小事業3億円、国民事業0.6億円（別枠） - 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 - 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有
		③商工中金等による「危機対応融資」 3億円（別枠） - 設備20年、運転15年、うち据置5年以内
★追加要件を満たせば 実質無利子・無担保の対象 利子補給対象上限 （日本公庫等）中小事業1億円、 国民事業3,000万円 （商工中金）危機対応融資1億円	小規模事業者の場合	④新型コロナウイルス対策マル経融資（拡充） 1,000万円（別枠） - 設備10年（うち据置4年）、運転7年（うち据置3年）以内 - 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有
	生活衛生関係営業（旅館、飲食、理美容店など）の場合	⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 6,000万円（別枠） - 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 （運転資金は振興計画認定組合の組合員の方のみ） - 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有
		⑥新型コロナウイルス対策衛経（拡充） 1,000万円（別枠） - 設備10年（うち据置4年）、運転7年（うち据置3年）以内 - 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有
さらに、	売上高10%以上減少なら	生活衛生関係営業（旅館、飲食、喫茶） ⑦衛生環境激変対策特別貸付 1,000万円（別枠） - 運転7年、うち据置2年以内
さらに、	売上高15%以上減少なら	⑧危機関連保証 - 借入債務の100%を信用保証協会が保証 2.8億円（別枠） - 保証料・金利ゼロの対象
さらに、	売上高20%以上減少なら	⑨セーフティネット4号 - 借入債務の100%を信用保証協会が保証 2.8億円（別枠。①と共有） - 保証料・金利ゼロの対象
減少幅に関係なく		⑩セーフティネット貸付 - 中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 - 設備15年、運転8年、うち据置3年以内

2 | 民間金融機関による資金繰り支援策

1 | 民間金融機関による信用保証付融資

経済産業省が推進し、信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の資金繰りを支援しています。また、資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、全国47都道府県のよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応しています。

民間金融機関による信用保証付融資 ※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号 一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。	危機関連保証 セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。 ※一部保証対象外の業種があります。
一般保証枠 (2.8億円) + SN保証枠 (2.8億円) + 危機関連保証枠 (2.8億円)	信用保証付融資における保証料・利子減免 セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

2 | 各保証制度の概要

(1) セーフティネット保証制度

経営の安定に支障が生じている中小企業者の資金繰りを支援するため、一般保証枠として最大2.8億円が設定されています。今回、これとは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度が設けられました。

セーフティネット保証は、中小企業信用保険法に基づいて実施されており、特別な事由がある場合にのみ一定期間のみ発動する公的機関「信用保証協会」による保証制度です。

現在、「経営安定関連保証」として、1号から8号まであります。

■ 経営安定関連保証 保証対象

- 1号：連鎖倒産防止
- 2号：取引先企業におけるリストラ等の事業活動の制限
- 3号：事故等の突発的災害

4号：自然災害等の突発的災害⇒新型コロナで支援

5号：全国的に業況の悪化している業種⇒新型コロナで支援

6号：取引金融機関の破綻

7号：金融機関の経営の合理化に伴う金融取引の調整

8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

このうちの4号と5号が、コロナ関連支援として発動しました。具体的な内容は、下記の通りです。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

●4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。

●5号：4月8日に151業種を追加指定。これにより738業種が対象となります。

指定業種は経済産業省・中小企業庁ホームページをご確認ください。

■ご利用手続の流れ（4号・5号）

①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

②対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。

※3月23日に都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関等による代理申請の緩和や申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

（2）危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種（※）の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置します。

（一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。）

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保しました。



※ご利用手続の流れは前ページのセーフティネット保証と同様です。

（3）信用保証付融資における保証料・利子減免（民間金融機関）

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能となっています。

【対象要件】

SN4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。

※SN：セーフティネット

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る）

…売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料ゼロ＋金利ゼロ

②小・中規模事業者（①除く）

…売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料1/2

…売上高等前年同月比▲15%以上減少で保証料ゼロ＋金利ゼロ

【融資上限】3,000万円

【担保】無担保

【据置期間】5年以内

【保証料補助割合】1/2または10/10

【金利補給期間】当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利

【既往債務の借換】信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

各制度ともに、ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合わせください。

なお、資金繰り支援全般に関するお問い合わせは、下記となっています。

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業 金融・給付金相談窓口** 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

3 政府系金融機関による資金繰り支援策

1 政府系金融機関による融資制度

政府系金融機関による融資支援は、大きく分けて3段階の支援を実施しています。



2 各融資制度の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付 無利子・無担保融資

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年です。

【融資対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【担保】 無担保

【貸付期間】 設備20年以内、運転15年以内

【うち据置期間】 5年以内

【融資限度額（別枠）】 中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】 当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業 1.11%→0.21%、国民事業 1.36%→0.46%

【利下げ限度額】 中小事業 1 億円、国民事業 3,000 万円

※金利は令和 2 年 4 月 1 日時点、貸付期間 5 年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

(2) 商工中金による危機対応融資

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の 3 年間まで 0.9% の金利引き下げを実施。据置期間は最長 5 年です。こちらも新型コロナウイルス感染症特別貸付に後述の特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現することも可能です。

【融資対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5 % 以上減少した方

②業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近 1 ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して 5 % 以上減少している方

a 過去 3 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む）の平均売上高

b 令和元年 12 月の売上高

c 令和元年 10 月～12 月の売上高平均額

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【担保】 無担保

【貸付期間】 設備 20 年以内、運転 15 年以内

【うち据置期間】 5 年以内

【融資限度額】 3 億円

【金利】 当初 3 年間基準金利▲0.9%、4 年目以降基準金利 1.11%→0.21%

（利下げ限度額：1 億円）

※令和 2 年 4 月 1 日時点、貸付期間 5 年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

(3) 新型コロナウイルス対策マル経融資

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、別枠 1,000 万円の範囲内で当初 3 年間、通常の貸付金利から 0.9% 引下げするなどの特例措置が実施されています。

3 月 17 日より制度適用が開始しています。

【ご利用いただける方】最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】運転資金、設備資金

【融資限度額】別枠1,000万円

【金利】経営改善利率1.21%（令和2年4月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※金利引下げの限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経の金利引下げ」との合計で3,000万円となります。

（4）特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象になります。

【適用対象】日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：（日本公庫等）中小事業1億円、国民事業3,000万円
（商工中金）危機対応融資1億円

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で3,000万円となります。

令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

4 | 金融支援策に関するQ&A

新型コロナウイルスの感染拡大と緊急事態宣言に基づく外出自粛の影響で、売り上げが減少し資金繰りが悪化している中小企業が増えています。前述の通り、政府は中小企業向けの資金繰り支援制度を打ち出していますが、様々な種類があるため、どの制度を使えばいいのかわからない方も多いと思います。そこで、Q&A形式でポイントを整理しました。

1 | 資金繰り支援策について

Q | 資金繰りが苦しい中、事業継続のために取り組むべきことは何でしょうか？

A | コストを最小限に抑えて手元資金を切らさないことです。

また、猶予可能なものは手続きを行いましょう。

●資金繰り表を作成する

いつ資金がショートするのか、いつまでにいくらの融資が必要なのかを明確にします。

●支出のカットと猶予申請

人件費等カット可能なコストの抑制と、借入返済・家賃・社会保険料など、猶予できる支払いの手続き

●助成金や補助金などの制度活用

金額は融資よりは少ないですが、持続化給付金、雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金、テレワーク導入の助成金などがあります。

Q | 困ったときに相談する窓口はどこになりますか？

A | 経済産業省では下記窓口を全国に設置しています。

■支援策全般に関するご相談窓口

- ・商工会議所、商工会連合会
- ・中小企業団体中央会
- ・中小機構 企業支援部 企業支援課
- ・よろず支援拠点
- ・経済産業局 産業部中小企業課

■資金繰り・融資に関するご相談窓口

- ・日本政策金融公庫各支店
- ・商工中金各支店
- ・信用保証協会

Q | 4月の売上高が前年同月より減少した場合、どの支援制度が活用できますか？

A | 売上高が前年同月と比べ5%以上減少していれば制度が利用可能です。

日本政策金融公庫の融資制度「**新型コロナウイルス感染症特別貸付**」は、最近1カ月の売上高が前年同期と比べて5%以上減少していれば利用できます。小規模事業者の場合は6,000万円を上限に融資を受けられます。

売上高が15%減少していれば**利子補給**の対象になりますので、当初3年間は3,000万円分が無利子になります。

また、飲食店であれば、日本公庫の融資「**衛生環境激変対策特別貸付**」も利用できます。売上高10%以上の減少などが条件で、通常の融資に1,000万円を加えたものが限度額となります。小規模事業者であれば、担保と保証人なしで利用できる「**マル経融資**」もあります。

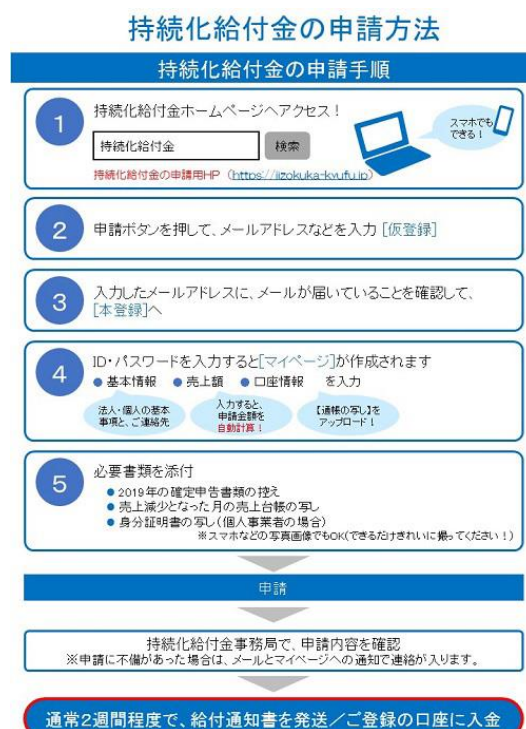


Q | 返済の必要がない支援制度はありませんか？

A | 売上が50%減少していれば、持続化給付金が活用できます。

中小企業やフリーランスを対象にした「**持続化給付金**」が創設されています。売り上げが前年同月と比べて50%以上減った事業者に対し、法人には最大200万円、個人事業主には最大100万円を給付します。

給付金の使い道は問わず、自由に使えますが、給付金の申請手続きには売り上げの減少を証明した書類などが必要になります。



2 | 取引銀行対応・支払い猶予

Q | 取引銀行に融資を申し込もうと思いますが、融資が受けられますか？

A | 信用保証を受ければ、3年間無利子の融資を受けることができます。

4月7日に決定した緊急経済対策で、民間の金融機関でも都道府県の制度融資を活用し、**3年間実質無利子で融資**することができます。売上高が減り、**信用保証（※）を受けた事業者**が対象です。

（※）信用保証は中小企業が民間の金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会が保証人となることで資金調達を支援する制度です。

Q | 今後売上が回復するか厳しい状況下で信用保証を受けられるか不安です。

A | 信用保証協会の資金繰り支援制度「セーフティネット保証4号」は借入額の100%を保証してくれます。

信用保証協会は中小企業が倒産して借金を返済できなくなった場合に、肩代わりして金融機関に返済します。ただ返済が免除されるわけではなく、いずれ信用保証協会に返済する必要があります。

信用保証協会の資金繰り支援制度「セーフティネット保証4号」（売上高が20%以上減少）はこの借入額の100%を保証します。

信用保証の利用条件		
新型コロナの影響で売上げが減少		
5%以上	15%以上	20%以上
指定 738 業種	全事業者	全事業者
セーフティネット保証 5号 ・最大 2.8 億円 ・借入額の 80%保証	危機関連保証 ・最大 2.8 億円 ・借入額の 100%保証 ・セーフティネット保証と併用可	セーフティネット保証 4号 ・最大 2.8 億円 ・借入額の 100%保証

Q | 税金や社会保険料などの支払い猶予は可能ですか？

A | 1年間の猶予が認められています。

国税庁は、令和2年2月1日から令和3年1月31日に納期限が到来する国税については、所轄の税務署に申請すれば、納期限から**1年間、納税の猶予**（特例猶予）を認めるとしています。令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、おおむね20%以上減少している場合です。

また、厚生労働省は、事業等に係る収入に相当の減少（おおむね20%以上）があった事業主の方にあつては、申請により**厚生年金保険料等の納付を、1年間猶予**することができます。

■参考文献

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和2年3月28日（令和2年4月16日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

経済産業省 パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

令和2年4月30日 12:00 時点版

〔別冊〕経営情報レポート

中小企業・小規模事業者の資金繰り改善 新型コロナウイルス影響下における金融支援策

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複写することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。